県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　　次（＊については県例規集登載事項）　　（取扱課室名）　ページ

○　条例

＊43　和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
（総務学事課）..... 3

＊44　和歌山県税条例の一部を改正する条例　（税務課）..... 4

＊45　和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例　（市町村課）..... 14

＊46　和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例
（環境生活総務課）..... 15

＊47　和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例　（県民生活課）..... 15

＊48　附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例　（医務課）..... 15

＊49　和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例　（森林整備課）..... 16

＊50　建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例
（都市政策課）..... 16

＊51　警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例　（警察本部）..... 17

＊52　和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例　（産業技術政策課）..... 18

公布された条例のあらまし

◇　**和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例**

１　条例概要

和歌山県高等学校等修学支援対策基金を廃止しました。

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　**和歌山県税条例の一部を改正する条例**

１　条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、以下のとおりです。

(1) 県民税

ア　所得割の課税標準の算定について、所得税法第６０条の２から第６０条の４までの規定による計算の例によらないものとすることとしました。（第２１条関係）

イ　平成２８年１月１日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がないときはその支払をする者とすることとしました。（第３６条の１２関係）

ウ　未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずることとしました。

（ア）平成２８年４月１日から上場株式等を受け入れる未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課すること。（附則第１１項の７及び第１４項の２の２６関係）

（イ）平成２９年度以後の各年度分の個人の県民税について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。（附則第１４項の２の２７～第１４項の２の３０関係）

(2) 事業税

資本金の額又は出資金の額１億円超の普通法人の平成２８年４月１日以後に開始する事業年度の事業税について、所得割の税率の引下げ並びに付加価値割及び資本割の税率の引上げを行うこととしました。（第３９条及び附則第２３項関係）

(3) 地方消費税

譲渡割の納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕入れを行った事業者に納税義務を課する等所要の措置を講ずることとしました。（第４２条の１３の２、第４２条の１３の１０及び附則第７項の６関係）

(4) 県たばこ税

紙巻たばこ３級品に係る県たばこ税の特例税率を、平成２８年４月１日から平成３１年４月１日までの間に段階的に縮減及び廃止することとしました。（附則第１０項の９及び改正条例附則第８項関係）

(5) 狩猟税

有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、平成３０年度までの間、対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者及び有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者の狩猟者登録に係る狩猟税の軽減又は免除の特例措置を講じました。（附則第２２項～第２２項の４関係）

(6) その他

地方消費税の税率引上げの施行期日を平成２７年１０月１日から平成２９年４月１日に変更しました。（改正条例附則第２３項関係）

２　施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) １の(3)の改正　平成２７年１０月１日

(2) １の(1)のア、イ及びウの(ア)の改正　平成２８年１月１日

(3) １の(2)及び(4)の改正　平成２８年４月１日

(4) １の(1)のウの(イ)の改正　平成２９年１月１日

◇　和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正及び食品表示法第１５条の規定による権限の委任等に関する政令の制定に伴い、所要の改正を行いました。（第２条関係）

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

１　条例概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第１条関係）

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

１　条例概要

県民の役割に地域社会の安全に関する意識の高揚、犯罪被害を受けないための知識の修得及び県民の安全で安心な暮らしを害するおそれのある事態の発生に関する情報の提供に努めることを加えました。（第４条関係）

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

医療法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第２条関係）

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

１　条例概要

緑花センターの入場料を廃止することとしました。（別表関係）

２　施行期日

平成２８年４月１日から施行します。

◇　建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

景観支障除去措置の命令に係る通知書の交付等について定めるとともに、既存不適格建築物等に係る措置を廃止するほか、所要の改正を行いました。（第５条～第７条及び附則関係）

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

和歌山県田辺警察署の位置を変更することとしました。（本則の表関係）

２　施行期日

公布の日から起算して６月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行します。

◇　和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

１　条例概要

和歌山県工業技術センターの機器の更新に伴い、手数料の額の改定を行いました。（別表第３第６項関係）

２　施行期日

公布の日から施行します。

条　　例

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成２７年７月３日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県条例第43号

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県高等学校等修学支援対策基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第71号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 7 年 7 月 3 日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県条例第44号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

第１条　和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第21条第２項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の２から第60条の４までの規定の例によらないものとする。

第36条の12中「国外特定配当等（」を削り、「をいう。次条」を「（次条」に、「あっては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の次に「があるときは、その者」を加える。

第38条第１項中「第21条の７」を「第21条の６」に改める。

第42条の13の２第１項中「課税資産の譲渡等」の次に「（第42条の13の10において「課税資産の譲渡等」という。）及び同項に規定する特定課税仕入れ（同条において「特定課税仕入れ」という。）」を加える。

第42条の13の10第１項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、「課税資産の譲渡等」の次に「及び特定課税仕入れ」を加え、「の資産及び」を「の資産、」に、「以下この条において同じ。）ごとに」を「次項において同じ。）ごとに」に改める。

第42条の37第３項第２号中「特に知事が認める」を「規則で定める」に改め、「（法第75条の３第１号のゴルフ場の利用を除く。）」を削る。

附則第７項の６中「第42条の13の２」を「第42条の13の２第１項」に改め、「同じ。）」の次に「及び特定課税仕入れ（同条第１項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）」を、「の課税資産の譲渡等」の次に「及び特定課税仕入れ」を加える。

附則第11項の６の次に次の１項を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

11の７　租税特別措置法第37条の14の２第５項第１号に規定する未成年者口座（以下この項及び附則第14項の２の26において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の２第６項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び附則第14項の２の26において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第９条の９第１項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第９条の９第２項の規定により支払があったものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配

当割を課する。

附則第14項の2の25の次に次の1項を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

14の2の26　未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14の2第8項の規定の適用を受けたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第36条の15に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

附則第22項を次のように改める。

（狩猟税の課税免除）

22　知事は、県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項から附則第22項の4までにおいて「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成31年3月31日までに行われた場合においては、第133条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

附則第22項の次に次の3項を加える。

22の2　知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。附則第22項の4において同じ。）が、県内の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。附則第22項の4において同じ。）に規定する従事者証（附則第22項の4において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成31年3月31日までに行われたときは、第133条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

（狩猟税の税率の特例）

22の3　平成31年3月31日までに受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（この項及び次項において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（この項及び次項において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第133条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項にお

いて同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあっては、この限りでない。

22の4　前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

第2条　和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0．3」を「100分の0．4」に改め、同号ウの表中「100分の3．1」を「100分の2．5」に、「100分の4．6」を「100分の3．7」に、「100分の6」を「100分の4．8」に改め、同条第3項第1号ア中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号イ中「100分の0．3」を「100分の0．4」に改め、同号ウ中「100分の6」を「100分の4．8」に改める。

附則第6項の3第2号ウ中「（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2」を削り、「第10条の5の5」を「第10条の5の4」に改める。

附則第10項の9を削る。

附則第11項の7中「及び附則第14項の2の26において「未成年者口座」を「、附則第14項の2の28、附則第14項の2の29及び附則第14項の2の31において「未成年者口座」に、「及び附則第14項の2の26において「契約不履行等事由」を「、附則第14項の2の29及び附則第14項の2の31において「契約不履行等事由」に改める。

附則第14項の2の3中「附則第14項の2の11」を「附則第14項の2の13」に改め、「、附則第14項の2の17及び附則第14項の2の18」を削る。

附則第14項の2の4中「附則第14項の2の25及び附則第14項の2の26」を「附則第14項の2の26、附則第14項の2の28及び附則第14項の2の29」に改める。

附則第14項の2の12から第14項の2の14までを次のように改める。

14の2の12　県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（法附則第35条の2の6第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）

において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、法附則第35条の2の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第11項の5に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（附則第14項の2の9の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

14の2の13　前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として施行令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（附則第14項の2の9の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。

14の2の14　削除

附則第14項の2の17から第14項の2の19までを次のように改める。

14の2の17から14の2の19まで　削除

附則第14項の2の26を附則第14項の2の31とし、同項の前に次の4項を加える。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

14の2の27　県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（次項及び附則第14項の2の29において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第37条の14の2第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項から附則第14項の2の30までにおいて「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、施行令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいう。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

14の2の28　租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令で定める金額（以下この項及び次項において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあった未成年者口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる相続若

しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあった未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第14項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

14の2の29　未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令で定めるところにより、同項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

⑴　当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。

⑵　当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管があった未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があった時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。

⑶　契約不履行等事由の基因となった未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。

⑷　第2号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管があった時に、その時における払出し時の金額をもって当該移管による払出しがあった未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

⑸　第3号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号ヘ⑵に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

14の2の30　前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があったものとみなさ

れる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第３項の規定の例によって算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

附則第23項中「平成27年４月１日」を「平成28年４月１日」に、「１００分の3．1」とあるのは「１００分の1．6」を「１００分の2．5」とあるのは「１００分の0．9」に、「、「１００分の4．6」を「、「１００分の3．7」に、「１００分の2．3」を「１００分の1．4」に、「１００分の６」とあるのは「１００分の3．1」を「１００分の4．8」とあるのは「１００分の1．9」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中和歌山県税条例第42条の13の２第１項及び第42条の13の10第１項の改正規定並びに同条例附則第７項の６の改正規定並びに附則第６項の規定及び附則第23項の規定（附則第１項ただし書の改正規定を除く。）　平成27年10月１日

⑵　第１条中和歌山県税条例第21条第２項及び第36条の12の改正規定並びに同条例附則第11項の６の次に１項を加える改正規定及び同条例附則第14項の２の25の次に１項を加える改正規定並びに次項及び附則第３項の規定　平成28年１月１日

⑶　第２条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第５項及び附則第７項から第19項までの規定　平成28年４月１日

⑷　第２条中和歌山県税条例附則第６項の３第２号、第11項の７、第14項の２の３、第14項の２の４、附則第14項の２の12から第14項の２の14まで及び附則第14項の２の17から第14項の２の19までの改正規定並びに同条例附則第14項の２の26を同条例附則第14項の２の31とし、同項の前に４項を加える改正規定並びに附則第４項の規定　平成29年１月１日

（県民税に関する経過措置）

2　第１条の規定による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第21条第２項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3　新条例第36条の12の規定は、附則第１項第２号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新条例第４条の２第２項第１号ウに規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の和歌山県税条例第４条の２第２項第１号ウに規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

4　附則第１項第４号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

5　附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の和歌山県税条例（以下「28年新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

6　新条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（和歌山県税条例第42条の13の2第1項に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）第4条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

7　別段の定めがあるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった同号に掲げる規定による改正前の和歌山県税条例（以下「28年旧条例」という。）附則第10項の9に規定する喫煙用の紙巻たばこ（次項から附則第10項まで、附則第13項、第14項、第16項及び第18項において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

8　次の各号に掲げる期間内に、28年新条例第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、28年新条例第42条の35の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

⑴　平成28年4月1日から平成29年3月31日まで　1,000本につき481円

⑵　平成29年4月1日から平成30年3月31日まで　1,000本につき551円

⑶　平成30年4月1日から平成31年3月31日まで　1,000本につき656円

9　平成28年4月1日前に28年旧条例第42条の32第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（28年旧条例第42条の35の2第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（28年新条例第42条の32第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項、次項、附則第13項、第14項、第16項及び第18項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

10　前項に規定する者は、当該者が卸売販売業者等である場合には売り渡したものとみなされる紙巻たば

こ３級品の貯蔵場所、当該者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ３級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第12条第４項に規定する申告書を平成28年５月２日までに、知事に提出しなければならない。

11　前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年９月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。附則第13項において「施行規則」という。）第16号の４様式による納付書によって納付しなければならない。

12　附則第９項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分（28年新条例第42条の34から第42条の35の２まで及び第42条の35の４から第42条の35の６までの規定を除く。）を適用する。この場合において、28年新条例第42条の35の10中「第42条の35の４第１項から第３項まで」とあるのは「和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成27年和歌山県条例第44号）附則第10項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年５月２日」とする。

13　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ３級品のうち、附則第９項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、28年新条例第42条の35の５の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ３級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が28年新条例第42条の35の４第１項から第３項まで又は第５項の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ３級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の５様式による書類を添付しなければならない。

14　平成29年４月１日前に28年新条例第42条の32第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等（28年新条例第42条の35の２第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。附則第16項及び第18項において同じ。）が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第８項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

15　附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項	前項に	附則第14項に

	附則第12条第４項	附則第12条第10項において準用する同条第４項
	平成28年５月２日	平成29年５月１日
附則第11項	平成28年９月30日	平成29年10月２日
附則第12項	附則第９項	附則第14項
	から前項まで	、附則第10項及び第11項
	附則第10項	附則第15項において準用する附則第10項
	平成28年５月２日	平成29年５月１日
附則第13項	附則第９項	附則第14項

16　平成30年４月１日前に28年新条例第42条の32第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき１０５円とする。

17　附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項	前項に	附則第16項に
	附則第12条第４項	附則第12条第12項において準用する同条第４項
	平成28年５月２日	平成30年５月１日
附則第11項	平成28年９月30日	平成30年10月１日

附則第12項	附則第９項	附則第16項
	から前項まで	、附則第10項及び第11項
	附則第10項	附則第17項において準用する附則第10項
	平成28年５月２日	平成30年５月１日
附則第13項	附則第９項	附則第16項

18　平成31年４月１日前に28年新条例第42条の32第１項に規定する売渡し又は同条第２項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ３級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ３級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ３級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ３級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき２０４円とする。

19　附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項	前項に	附則第18項に
	附則第12条第４項	附則第12条第14項において準用する同条第４項
	平成28年５月２日	平成31年４月30日
附則第11項	平成28年９月30日	平成31年９月30日
附則第12項	附則第９項	附則第18項
	から前項まで	、附則第10項及び第11項
	附則第10項	附則第19項において準用する附則第10項

	平成28年5月2日	平成31年4月30日
附則第13項	附則第9項	附則第18項

（狩猟税に関する経過措置）

20　新条例附則第22項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

21　新条例附則第22項の2の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

22　新条例附則第22項の3及び第22項の4の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

23　和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成24年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則第3項中「行う課税資産の譲渡等及び」を「行う課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）に該当するものを除く。以下同じ。）及び特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに」に改め、「行った課税資産の譲渡等及び」の次に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

24　和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち和歌山県税条例第4条の2第2項第1号エの改正規定中「第37条の11の3第2項」を「第37条の11第2項」に、「同項」を「同法第37条の11の3第2項」に改める。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

和歌山県知事　仁坂吉伸

和歌山県条例第45号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表8の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同表53の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号」を「食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号」に、「施行令」」を「政令」」に改め、同項(5)中「施行令第12条第3項」を「政令第5条第3項及び第6条第3項」に、「同条第5項」を「政令第5条第4項及び第6条第4項」に、「同条第6項及び第7項」を「政令第5条第5項及び第6項並びに第6条第5項及び第6項」に、「受理（(1)の指示及び(2)の公表」を「受理（(1)の指示」に、「同条第8項」を「政令第5条第7項及び第6

条第7項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 27 年 7 月 3 日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県条例第46号

和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 27 年 7 月 3 日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県条例第47号

和歌山県安全・安心まちづくり条例の一部を改正する条例

和歌山県安全・安心まちづくり条例（平成18年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3　県民は、地域社会の安全に関する意識の高揚及び自らが犯罪により被害を受けないために必要な知識の修得に努めるとともに、県民の安全で安心な暮らしを害するおそれのある事態の発生に関する情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 27 年 7 月 3 日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県条例第48号

附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表和歌山県医療対策協議会の項中「第30条の17第1項」を「第30条の23第1項」に改め

る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 27 年 7 月 3 日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県条例第49号

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和54年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1項を削り、同表第2項を同表第1項とし、同表第3項を同表第2項とする。

附　則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 27 年 7 月 3 日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県条例第50号

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例の一部を改正する条例

建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（平成23年和歌山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「景観支障除去措置の」の次に「助言、指導及び」を加え、同条第1項中「第5条第2項」を「第11条の7」に、「特定景観形成地域」を「区域」に改め、「、相当の期限を定めて」を削り、「勧告」を「助言又は指導」に改め、同条第2項中「、あらかじめ、規則で定めるところにより調査を行い」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2　知事は、前項の規定による助言又は指導をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより調査を行わなければならない。

3　知事は、第1項の規定による助言又は指導をした場合において、なお建築物等の景観支障状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、景観支障除去措置をとることを勧告することができる。

第6条第1項中「前条第1項」を「前条第3項」に改め、同条第2項中「意見を述べる」を「対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、建築物所有者等又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する」に改め、同条に次の6項を加える。

3　前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、知事に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4　知事は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5　知事は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを告示しなければならない。

6　第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7　知事は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を告示しなければならない。

8　第1項の規定による命令については、和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

第7条第1項中「第5条第1項の規定による」の次に「助言若しくは指導、同条第3項の規定による」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「その身分」を「規則で定める立入調査の権限を有する職員であること」に、「関係人に」を「関係者の請求があった場合においては、これを」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2　知事は、前項の規定により当該職員を当該建築物等又はその存する土地に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該建築物等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

第7条の次に次の1条を加える。

（建築物所有者等に関する情報の提供等）

第8条　知事は、この条例の施行のために必要があるときは、関係市町村長その他の者に対して、建築物所有者等又は周辺住民等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

附則第2項から第6項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正前の建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第5条第1項の規定によってした勧告は、この条例による改正後の建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例第5条第3項の規定によってした勧告とみなす。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月3日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県条例第51号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県田辺警察署の項中「田辺市上の山一丁目2番1号」を「田辺市上の山一丁目2番15号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 27 年 7 月 3 日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

和歌山県条例第52号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第3第6項第7号イ㈦中「3,780円」を「3,960円」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。